

<アスベストQ&A集>

C 労働災害に関すること【労災関係】

担当部署	神奈川県労働局
	産業労働局労働部雇用労政課労政グループ 電話045-210-5739
C-1	アスベストにばく露している可能性のある作業にはどのようなものがありますか。 (令和5年4月1日更新)

【答】

厚生労働省によれば、次のような作業に従事していた方はアスベストにばく露している可能性があります。

- ① 石綿鉱山又はその附属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は粉碎その他石綿の精製に関連する作業
- ② 倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業
- ③ 以下の石綿製品の製造工程における作業
 - ・石綿糸、石綿布等の石綿紡績製品
 - ・石綿セメント又はこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品
 - ・ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット（パッキング）等に用いられる耐熱性石綿製品
 - ・自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品
 - ・電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品（電線絶縁紙、保温材、耐酸建材等に用いられている。）又は電解隔膜、タイル、プラスター等の充填剤、塗料等の石綿を含有する製品
- ④ 石綿の吹付け作業
- ⑤ 耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業
- ⑥ 石綿製品の切断等の加工作業
- ⑦ 石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物、その附属施設等の補修又は解体作業
- ⑧ 石綿製品が用いられている船舶又は車両の補修又は解体作業
- ⑨ 石綿を不純物として含有する鉱物（タルク（滑石）等）等の取扱い作業
- ⑩ 上記①から⑨までに掲げるもののほか、これらの作業と同程度以上に石綿粉じんのばく露を受ける作業
- ⑪ 上記①から⑩までの作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける作業

参考 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/sekimen/index.html

なお、厚生労働省が令和4年12月14日に発表した、業種別のアスベストによる肺がん、中皮腫の労災認定等の件数は次頁のとおりです。

<アスベストQ&A集>

C 労働災害に関すること【労災関係】

業種別・石綿ばく露作業による労災認定等件数(全認定件数)

	事業 場数	労災保険法(令和3年度)											特別遺族給付金 (令和3年度) ^{注3}				
		認定件数 ^{注1}		小計	肺がん		中皮腫		石綿肺		良性 石綿胸水		びまん性 胸膜肥厚		小計	肺がん	中皮腫
		うち 死亡	うち 死亡		うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡					
建設業	667	675	248	655	212	71	348	130	41	14	11	2	43	11	20	9	11
閉鎖工事業	1	1		1			1										
建築事業 (既設建築物設備工事業を除く)	498	505	189	492	153	54	273	101	25	9	7	1	34	11	13	7	6
既設建築物修繕工事業	113	114	39	108	42	11	44	17	13	5	2		7		6	1	5
機械装置の組立て又は取り付けの事業	12	12	3	12	3	1	5	2	2				2				
水力発電施設、すい道等新設事業																	
道路新設事業																	
鉄道又は軌道新設事業																	
その他の建設事業	43	43	17	42	14	5	25	10	1		2	1			1	1	
鉱業	1	1	1	1			1	1									
金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く)又は石 炭鉱業																	
原油又は天然ガス鉱業																	
採石業																	
その他の鉱業	1	1	1	1			1	1									
製造業	280	344	141	334	108	37	184	76	18	10	8	2	16	6	10	4	6
食品品製造業	2	2	2	2						1	1		1	1			
たばこ等製造業	1	1	1	1			1	1									
繊維工業又は繊維製品製造業	8	12	5	12	4	3	5	2			1		2				
木材又は木製品製造業	5	5	1	5	2	1	1			2							
パルプ又は紙製造業	5	5	3	5	1		3	3	1								
印刷又は製本業																	
化学工業	25	27	11	26	11	2	12	6	1	1	1	1	1	1	1	1	
ガラス又はセメント製造業	8	12	5	11	4	1	6	3	1						1		1
コンクリート製造業	5	5	1	5	3	1	2										
陶磁器製品製造業	3	3	2	2			2	1							1		1
その他の窯業又は土石製品製造業	21	30	14	30	13	7	9	4	5	3			3				
金属精錬業 (非鉄金属精錬業を除く)	18	24	10	22	7	3	15	5							2		2
非鉄金属精錬業	4	4		4	2		1			1							
金属材料製造業 (鑄造業を除く)	4	4	2	4	1		3	2									
鉄物業	5	6	2	6			3	1			1		2	1			
金属製品製造業又は金属加工業 (洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く)	27	28	10	27	6	1	21	8							1		1
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業 (めっき業を除く)																	
めっき業																	
機械器具製造業 (電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業 及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く)	26	28	11	27	12	2	14	7	1	1					1	1	
電気機械器具製造業	10	10	3	10	2		5		1	1			2	2			
輸送用機械器具製造業 (船舶製造又は修理業を除く)	42	47	19	46	9	4	35	12	2	2					1	1	
船舶製造又は修理業	52	82	37	80	29	11	43	21			3	1	5	2	2	1	1
計量器、光学機械、時計等製造業 (電気機械器具製造業を除く)																	
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1	1		1			1										
その他の製造業	8	8	2	8	2	1	2		2	1	2						
運輸業	20	20	8	20	5	2	12	4	1		1	1	1	1			
交通運輸事業	2	2	2	2			2	2									
貨物取扱事業 (港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く)	12	12	3	12	4	1	6	1	1				1	1			
港湾貨物取扱事業 (港湾荷役業を除く)	2	2	2	2			1	1			1	1					
港湾荷役業	4	4	1	4	1	1	3										
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	6	6	1	6	4	1			1		1						
その他の事業	58	60	29	59	19	8	33	17	3	1	1	1	3	1	1		1
農業又は海面漁業以外の漁業																	
清掃、火葬又は他の事業	1	1	1	1	1	1											
ビルメンテナンス業	4	4	1	4			2	1	1				1				
宿務業、空宿業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業																	
通信業、放送業、新聞業又は出版業																	
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	23	23	12	22	7	2	12	7	1	1	1	1	1	1	1		1
金融業、保険業又は不動産業																	
その他の各種事業	30	32	15	32	11	5	19	9	1				1	1			
船舶所有者の事業	1	1		1			1										
合計	1,033	1,107	428	1,076	348	119	579	228	64	25	22	6	63	19	31	13	18

注1 認定件数は当該年度以前に請求があったものを含む。

注2 業種については、「日本標準産業分類」を参考として作成された「労災保険適用事業細目」により分類。

注3 石綿救済法に基づく特別遺族給付金(令和3年度)のうち石綿肺・良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚に係る認定は0件だったため、本表では省略している。